

◎令和 6 年度までの算定方法と令和 7 年度からの算定方法

○令和 6 年度までの算定方法

仮算定：前年中の所得が確定するまでの期間で、前年度の国保税額を基に、仮に算定した金額でお支払いいただく。

- ・ 4 月～6 月（1 期～3 期）が仮算定のお支払い期間

本算定：前年中の所得確定後に当該年度の国保税額を算定し、仮算定額との差額をお支払いいただく。

- ・ 7 月～翌年 2 月（4 期～11 期）が本算定のお支払い期間

○令和 7 年度からの算定方法

本算定：前年中の所得確定後に当該年度の国保税額を算定し、お支払いいただく。

- ・ 7 月～翌年 3 月（1 期～9 期）が今後のお支払い期間

◎仮算定廃止にかかるイメージ

仮算定制度でよくありました次の 2 つのパターン（①納めすぎ、②本算定で金額が大幅増）を事例ごとにご説明します。

例①：納めすぎにより本算定にて還付となるパターン

○現行（令和6年度まで）

【お支払い例】前年度の税額が『22 万円』の場合で、本算定にて年間の税額が『5 万円』となった場合

算 定	仮算定			本算定								
期 別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	11 期	－
納付月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
月 額	20,000	20,000	20,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－
月額 の 計算方法	前年度の税額22万円÷11期 ＝2万円（仮算定の1期分）			当該年度の保険税額5万円－6万円（仮算定額）＝△1万円 4 期以降のお支払いがなくなり、逆に1万円の還付となります。								



★納付回数の変更
11 回／年 → 9 回／年
ただし、年間の保険税額は変更なし

○仮算定廃止後（令和 7 年度から）

算定	仮算定なし			本算定								
期別	－	－	－	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
納付月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
月 額	－	－	－	6,000	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
月額 の 計算方法	お支払いなし			当該年度の保険税額5万円÷9期＝5,555 端数処理の関係で、1 期：6,000 円 2 期～9 期：5,500 円 となります。								

この場合、仮算定にて納めすぎたことにより還付額が発生してきておりましたが、廃止後は年税額を均等に支払っていただくことにより、納めすぎるといったことがなくなります。

◎仮算定廃止にかかるイメージ

例②：本算定で大幅増のパターン

○現行（令和6年度まで）

【お支払い例】前年度の税額が『22万円』で、当該年度の税額が『40万円』の場合

算 定	仮算定			本算定								
期 別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	1 0 期	1 1 期	－
納付月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
月 額	20,000	20,000	20,000	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	－
月額 の 計算方法	前年度の税額22万円÷11期 ＝2万円（仮算定の1期分）			当該年度の保険税額40万円－6万円（仮算定額）＝34万円 4期～11期：42,500円								



★納付回数の変更
11回／年 → 9回／年
ただし、年間の保険税額は変更なし

○仮算定廃止後（令和7年度から）

算 定	仮算定なし			本算定								
期別	－	－	－	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
納付月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
月 額	－	－	－	44,800	44,400	44,400	44,400	44,400	44,400	44,400	44,400	44,400
月額 の 計算方法	お支払いなし			当該年度の保険税額40万円÷9期≒44,444 端数処理の関係で、1期：44,800円 2期～9期：44,400円 となります。								

この場合では、仮算定と本算定との1回あたりの支払額に大きな差があり、急に支払いが増加したイメージとなりますが、廃止後では年税額を均等に支払っていくこととなります。